

監査公告第 10 号

住民監査請求に係る監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別紙のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 24 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

住民監査請求に対する監査結果

1 監査の請求

住民監査請求人 1人 (住所 : 加賀市 氏名 : 省略)

監査請求書及び証拠書類に記載された事項並びに陳述の内容を勘案し、請求の趣旨を以下のように理解した。

【監査請求の要旨】

橋立町伝統的建造物群保存地区内にある「福井別院橋立支院」の建造物である御殿、土蔵の修理、修景補助金事業について、市は補助金交付の対象者を橋立町として交付したが、「福井別院橋立支院」の建造物（以下、「橋立支院の建物もしくは御殿、土蔵」という。）の所有者は宗教法人福井別院橋立支院であり橋立町ではない。従って①平成29年5月31日橋立支院の土蔵修理に係わる補助金交付決定、②令和元年8月30日橋立支院の御殿修理、修景に係る補助金交付決定は違法であり、これに基づく補助金交付は違法な公金の支出である。市は橋立町に補助金の返還請求をするなど必要な措置を講ずべきとの勧告をすることを求める。（地方自治法第242条第1項）

【請求の基礎】

(1) 橋立支院の建物の所有者は宗教法人登記を有する「福井別院橋立支院」（以下、「法人橋立支院」という。）であり橋立町ではない。補助事業の申請者は当該建物の所有者、管理者、占有者である（伝統的建造物群保存地区保存条例第11条）。従って、橋立町を申請者と認めて補助金交付決定したことは、補助金交付の条件を欠き違法な公金の支出である。市は本件交付決定を取消して補助金の返還を請求すべきである。

(加賀市補助金交付規則第17条、第18条)

(2) 橋立支院の御殿を例に言えば、修理・修景工事の事業主体を橋立町と認定したことにより工事代金の一部を橋立町が負担することになった。すなわち橋立支院の御殿修理、修

景の工事費11,462千円から補助金額4,410千円を控除した7,052千円を町内会が負担することになった。その結果、浄土真宗を信仰しない住民の財産をもその意思に反して橋立支院の建物の工事費用に使用すると言う、当該住民の信教の自由（憲法第20条）の侵害をもたらした。これは補助金交付の対象を橋立町としたことにより生じたものであり、市の行為は憲法に反する違法な補助金交付決定である。

(3) 本件橋立支院の建物の修理、修景補助金申請過程に不明瞭な手続き、間違った記載、ずさんな審査体制が見て取れる。これらについて検証し回答していただきたい。

【請求の証拠書類】

- ① 加賀橋立伝統的建造物群保存地区保存整備事業 補助金交付申請 3件
 - ・ 令和元年8月26日付け 橋立支院の御殿の修理
 - ・ 令和元年8月26日付け 橋立支院の御殿の修景
 - ・ 平成29年5月23日付け 橋立支院の土蔵の修理
- ② 法人登記 名称「福井別院橋立支院」履歴事項全部証明書（写）
- ③ 宗教法人「福井別院橋立支院規則」
- ④ 財産目録（2019年2月28日現在）
- ⑤ 橋立支院運営会規約
- ⑥ 加賀橋立伝統的建造物群保存地区の修理・修景補助金申請の説明資料
- ⑦ 日付の無い見積書（補助金交付申請書の添付書類）6件
- ⑧ 単価根拠書（御殿の修理、御殿の修景）2件
- ⑨ 設計・工事監理業務委託契約書（御殿の修理、御殿の修景、土蔵の修理）3件
- ⑩ 工事請負契約書（御殿の修理、御殿の修景、土蔵の修理）
- ⑪ 土蔵の修理工事に係る請求書及び領収書
- ⑫ 橋立支院の建物の所在地記載が異なる各種書類 8件
- ⑬ 補助事業実績報告書（土蔵の修理）と工事検査完了日と実績報告書の報告が30日を超えている旨の説明書
- ⑭ 旧江沼郡橋立村土地台帳（写）
- ⑮ 単価見積書（共通様式、押印あり、日付なし）22件

- ⑩ 工事設計書（御殿の修景）において建設場所が「山中温泉荒谷町地内」と記載されているもの
- ⑪ その他、伝統的建造物群保存地区保存整備事業に関わる参考資料 一式

以上につき、令和2年7月28日に請求人から住民監査請求を受け、令和2年8月5日提出の補正書とともに要件を審査した結果、令和2年8月13日これを受理した。

2 監査の実施

I 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

令和2年8月31日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

[陳述内容]

・橋立町の伝統的建造物群保存地区内にある橋立支院の建物に対する修理、修景の補助金事業において、補助金申請者が所有者でない橋立町区長で提出され、受理されていた事に対し疑問を抱き、「真宗大谷派福井別院」に確認したところ、そのような話は聞いていないとのことであった。そこで、令和元年10月頃に、「所有者は法人橋立支院であり、申請者と異なる」と担当課へ指摘をしている。

これらを背景に、①補助金申請に対して十分な所有者の確認がなされていないこと、②申請書に付属する書類に多くの不備が見られることの主として2点について、不信感を抱いている。例えば、建物が所在する代表地番が橋立町ム168番地であるにも関わらず、それとは異なる地番が記載されていたり、補助事業実績報告書は事業完了後30日以内に提出することとなっているにも関わらず、平成29年10月31日に竣工・引き渡しされており、その後の平成30年3月2日に実績報告書が提出されていたりするなど、多数の不可解な点がある。

・橋立支院の建物における一連の修理、修景に対する補助金の申請・交付は補助事業に関する条例から見ても、逸脱した不法行為に該当すると考えるので、補助金交付の取り消しも含めた検証を求める。

・補助金の申請者が橋立町であるならば、補助対象である工事代金の自己負担分が橋立町から支出されることになり、それは、現代社会において憲法で認められた橋立町住民の信教の自由が妨げられる事態を招いている。

- ・提出した証拠書類に見られる疑念を抱かざるを得ない多くの間違った記載やずさんとも受け取れる審査体制、自己責任回避とも受け取れる発言・答弁に対して、検証していただき適切な措置を求める。

[新たな証拠書類]

- ・保存地区における行為の許可申請書
- ・平成30年11月5日付け 要望書（橋立支院の御殿修理に関する平成31年度補助金の要望）
- ・保存会総会の開催資料
- ・加賀市議会総務経済委員会での質問と答弁記録

本件請求時の証拠書類と同種の多数の資料及び請求人が参考資料であるとしたその他の資料は記載を省略した。

また、陳述翌日の令和2年9月1日に提出された、陳述内容の趣旨を再整理した文書については、その意図を前述の陳述内容に包含し記載した。

Ⅱ 監査対象部局 観光推進部文化振興課（以下、「文化振興課」という。）

監査対象部局に対する調査及び事情聴取

令和2年9月1日実施

[聴取内容]

(1) 補助対象者に関する調査と確認について

ア) 補助金交付申請時には、いずれの建物に対する申請も橋立町区長は、橋立町が所有者であるという意思で申請しており、文化振興課もその認識で受け付けている。

イ) 本件請求者からの指摘を受けた後、次の各人に確認をした。

①橋立町区長及び法人橋立支院の地元責任役員

②法人橋立支院の代表役員（真宗大谷派福井別院の輪番）

結果として、各々が所有者であるという認識を持っていることが分かり、この段階では市は所有者の確定はできなかった。ただし、建物の管理は橋立町と地元在住の法人橋立支院の責任役員らが共同で管理している事実を確認している。

ウ) その他確認した事実を含め、整理すると市では次のように判断しており、このことは

令和2年2月13日の加賀市議会総務経済委員会における質問の答弁でも前提となっていたものである。

- ① 建物の代表地番と思われる橋立町ム168番地について、土地の不動産登記を確認し、表題部の所有者欄には「大字橋立共有」と記載が有るため、現在の橋立町が土地の所有者と思われる。
- ② 法人橋立支院の財産目録に土地建物が記載されているが、基本的には財産目録よりも不動産登記が優先されると考えられる。法人橋立支院の財産目録は、民法第177条に定める第三者に対する対抗要件にはならない。
- ③ 建物が所在する土地の登記は橋立町の所有で、建物の登記は未登記であることから、建物の所有者は明確には判断できない

エ) 上記以外の細部の事項として、

- ① 建物敷地の一部の土地登記簿の表題部所有者欄が大字橋立共有となっている件については、大字橋立の意味するところは、明治22年に旧橋立村と旧黒崎村小塩が合併し、新橋立村が誕生した際に、合併前の旧橋立村を大字橋立としたもので、現在の橋立町であると判断している。
- ② 橋立支院の建物の鍵は橋立町区長や法人橋立支院の地元責任役員らが所持管理している。
- ③ これらの状況では、建物の所有が誰にあるかを市が判断する立場ではないとの認識であった。
- ④ 橋立町区長が当該補助金の申請をしていることは、法人橋立支院の地元責任役員、総代も同意している。

以上のことから、伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱第4条第1項に該当しているため、違法ではないと考える。

オ) 令和2年3月17日の加賀市議会総務経済委員会で再度質問があったことから、次のとおり各所に確認した内容が説明された。

- ① 建物に関する工事については、当初、橋立町の総会にて了解を得ており、その際には、橋立町区長と法人橋立支院の地元責任役員、総代との間で話合われている。
- ② その後の令和2年2月13日になって、法人橋立支院の代表役員（真宗大谷派福井別院の輪番）と地元責任役員、総代が集まり、会議が行われ、今回の橋立支院の建物の修繕工事

について、法人橋立支院として正式に組織決定し、追認したと聞いていた。

(2) 信教の自由について

橋立支院の建物は、確かに宗教的施設ではある。しかし、本件の補助事業は、歴史文化的な建造物を対象としたものである。保存修理の対象経費は宗教活動に補助するものではなく、屋根や外壁に対して外観を保全する経費を対象としている。

また、この建物は一般の寺院とは異なり、檀家は一人もおらず、年1回の報恩講に法人橋立支院の代表役員である輪番の方が来られるが、それ以外の時は町内会の事務所も置かれていて、町のイベントや会合等に頻繁に利用されている。橋立町区長や法人橋立支院の地元責任役員、総代たちが長年にわたり維持管理し守ってきているし、今後もそうしていくとの彼らの主張を聞くと、一般的には想像しがたいが、橋立町が建立した建物に、「福井別院橋立支院」の看板を掲げ、橋立町と法人橋立支院が共同管理、共同占有してきたという、極めて稀有な例と考える。

以上のことから、建物は宗教的施設ではあるが、本件補助事業の目的はあくまでも伝統的建造物の保存修理であり、特定の宗教法人の宗教活動を支援するものではない。

(3) 橋立支院の建物の所在地の記載等について

補助金交付申請書とその付属資料やその他提出された証拠書類において、補助対象となる建物の所在地に誤りが見られる件については、平成17年当時市が作成した計画書に、橋立支院の建物の所在地を誤って△176番地と記載していたことが影響し、補助金交付申請者等に誤解を招いた部分があり、今後、計画書の記載を修正することで対応したい。

それ以外の申請者や見積もり作成者における記載誤りについては、補助対象建物の特定には設計図書や写真等その他の資料を用いていることから、記載誤りがあったとして、補助対象の特定には影響がないと判断している。

(4) 補助対象物件の選定について

請求者は、地元の加賀橋立まちなみ保存会（以下、「保存会」という。）に補助金申請を任せていたことが、公正で適切な補助事業の執行を妨げることに繋がると懸念し、また、補助事業は物件の所有者が申請するものだが、保存会と橋立町区長との連名による補

助採択の要望書が提出されていることに疑問を感じているなどと述べているが、保存会は、補助金交付に係る申請手続きの説明資料に記載のとおり、先に調査済みでかつ、既に事業採択待ちの対象物件に対して、地元の意向確認と保存活動への意識啓発も含め、市と協力関係にある団体である。その考え方は現在も同様であり、市では、整備の順番についても、建物老朽度や緊急性を踏まえ、市民の公平性の観点から瑕疵なく対応している。

その反面、事業開始より15年を経過し対象物件も少なくなるにつけ、かつて会議において確認されていた、所有者の意向確認や整備順の話し合いは簡略化され、電話等の口頭確認で用をなすものへと変化してきていることは事実である。

このような変化に呼応するがごとく、ここ数年、保存会から要望書が提出されてきたが、市の予算確保に関して一助とはなるものの、あくまで整備実施の内容は市が決定するものであり、必ずしも要望があった物件を実施できるかは未確定であることから、保存会の要望書によって補助対象物件の採択を決定しているものではない。

3 監査の結果

I 監査の対象

住民監査請求は地方自治法第242条第2項によって「違法もしくは不当な公金支出行為の有った日、または終わった日から1年を経過したときは、これを行うことが出来ない。ただし正当な理由があるときはこの限りではない」と定める。これは継続する行政関係の法的安定性と、財務処理の信頼を確保するためである。一方、市の有する財産権の不行使のような「財産の管理を怠る事実」がある場合にはそのような制限はなく、事実が存在する限り監査の対象になる。けだし行為の起点が無いからである。そこで本件監査請求の趣旨をみると、加賀市の行った補助金交付行為が違法になされたことの監査請求であるから、起点となる公金支出行為が存在する。従って本件請求につき監査請求期間を超えていないか、また超えていてもそれが「正当な理由」に基づいているものかを検討する。

本件請求は令和2年7月28日に提出されており従って提出日から1年を遡る令和元年7月27日以前になされた公金支出行為は原則として監査の対象にはならない。よって①平成29年5月31日橋立支院の土蔵修理に関する補助金交付は監査の対象にはならず、②令和元年8月30日橋立支院の御殿修理、修景に関する補助金交付は監査の対象となる。

次に①が期間を経過したことに「正当な理由」があるか検討する。

本件補助金申請行為はいずれも橋立町が行っており、請求人は当該住民として当然知りうる立場にあり、知らなかったことの正当性は認められない。以上から①平成29年5月31日橋立支院土蔵修理に関する補助金交付は監査の対象にならず却下する。（最高裁昭和62年2月20日判決参照）

Ⅱ 本件公金支出行為の違法もしくは不当

(1) 令和元年8月30日になされた橋立支院の御殿修理に関する補助金交付決定が違法もしくは不当かについて検討する。請求人は、橋立支院の建物の所有者は法人橋立支院であって、当該補助金交付申請人である橋立町は橋立支院の建物の所有者ではなく、従って伝統的建造物群保存地区保存条例第11条に定める補助対象者に該当せず、違法な補助金交付決定であると主張する。請求人も橋立町も橋立支院の建物修理の必要性についての認識は共通であり補助対象物件に錯誤はない。従って、誰が本条例の定める補助金交付の対象者であるかを問う監査請求である。

本条例では補助対象者として当該物件の「所有者、管理者又は占有者」と定めている。これだけ幅を認めているのは、本条例の補助金交付の趣旨が伝統的建造物の保存修理に有るため、当該物件が歴史的経緯の中で権利関係が曖昧な場合も考えられるが、その場合でも、誰が当事者として修理、修景を行うことが合理的かという観点から定められたものだからである。そこで補助対象者を検討するが、その手順は条文の文言に従う。すなわち、まず所有者かどうか、所有者が不明なら物件を実質管理している者、実質管理していなくても物件を事実上占有している者の順である。そこで橋立支院の所有者が誰かを検討する。所有者とは①当該建物所有に付き対抗要件を備えた完全な所有権者、②対抗要件は備えていないが、所有権者と認められる者をさす。順次検討するが、その際大事なことは、本補助金申請は橋立支院と言う名称の建造物の修理、修景であり、従って申請人たる所有者とは当該建造物の所有者ということである。

本件建造物は寺院の形態をしているが権利関係を考える場合、そこにとらわれるべきではない。①建物所有権は不動産登記簿で確認するが本件建造物は未登記である。よって法律上対抗できる所有権者は不明である。

次に②所有権者を検討する。所有権者の確認は、建物建立の沿革、建物の排他的使用、そして所有者意識などを実質的に考えなければならない。本件建造物は沿革的に極めて

特異な建物で、伝統的建造物として保存の対象となる所以が見て取れる。監査は当該建造物の歴史的文化的価値について述べるものではないので、権利関係についてのみ考える。

ア) 建物建立の沿革をみると、概ね明治12年11月には橋立地域の北前船主四人の信仰心の高さとその資力を糧に船主、水夫、大工等住民が協力して建物を建て、仏具も調達し、その上で紆余曲折を経ながらも真宗大谷派福井別院の支院となることを認められたと考えられる。(江沼地方史研究会発行「えぬのくに」1994年第39号掲載「真宗大谷派福井別院橋立支院の創立と北前船主」牧野隆信著 参照)

以後、「福井別院橋立支院」は当時ほとんどが真宗門徒である橋立町住民が維持管理しながら今日に至っている。以上は実にざっくりとした建物建立の沿革であるが、多くの事実は周知であり、間違いはないと考える。従って本件建造物は橋立町住民が建立し所有の意思を持って占有管理してきたと位置づけるのに無理はないと考える。

イ) また、建物の底地の権利関係をみると6筆あるが、代表地番ム168番地(892.56㎡)、ム169番地(452.89㎡)、ム170番地(161.98㎡)、ム171番地(204.95㎡)は橋立共有であり、他一筆ラ102番乙(39.66㎡)は本建造物の建造にゆかりの4名の共有、そしてもう一筆ラ102番地甲(390.08㎡)は法人橋立支院の所有である。建造物は橋立町ムの所在地上にあり、土地の所有権に関する権利関係をみると橋立町共有地である。よってその上に建つ建造物も特に権利関係が設定されていなければ一般的に考えて橋立町の所有と考えるのが相当である。

ウ) 建物管理の実態をみると、「福井別院橋立支院」は開設以来、橋立町住民が維持管理し時代を経てきたが、昭和28年に橋立支院が法人化するにあたって橋立町住民の管理方法もそれに合わせるようになった。けだし法人の管理運営は法人の規則に従ってなされることになるが、管理運営の実態は従前通り橋立町の責任で行われることに変わりはないからである。

その方法として、①法人役員を真宗門徒である橋立町住民とした。法人規則によれば「福井別院橋立支院」の運営は一人の代表役員と二人の責任役員そして七人の総代によって行われるが、代表役員を除く二人の責任役員と七人の総代は橋立町住民で構成された。

代表役員は真宗大谷派の代表役員である宗務総長が任命する福井別院の輪番職にある者で実際の橋立支院の経営には関わらない。結果、橋立支院の経営は地元の責任役員と総

代で行う。橋立支院の経営を地元橋立町に一任している格好であるが、これは橋立支院が建立された歴史的経緯から理解される。橋立支院の建物が伝統的建造物として保存の対象となる所以でもある。②橋立町は法人を管理運営するため、町内会と会計を別にした「橋立支院運営会」（以下、「運営会」という。）を昭和35年に立ち上げて運営にあたった。運営会役員は法人役員と同一であり、運営会での決定事項は実質法人橋立支院の決定事項でもあり、会員は真宗門徒であり、会計は法人会計でもあることをみると、運営会の実態は法人橋立支院の下部組織であることは明確である。しかし橋立町は運営会の規約第1条に「北前船文化の建造物である真宗大谷派福井別院橋立支院を維持し運営することを目的とする」と定めて、法人経営のみならず、橋立町が橋立支院の建造物を管理運営することを明らかにしている。すなわち橋立支院の建物の維持管理は橋立町が行い、法人橋立支院の運営は橋立町の真宗門徒が行うことを定めて、橋立町が従前通り「福井別院橋立支院」を維持管理運営して現在に至っている。この経緯をみると橋立町は時代を超えて一貫して橋立支院の建物を実質管理していることがうかがわれる。

次に請求人が、当該建造物の所有者と主張する法人橋立支院については以下のように考える。

ア）法人橋立支院の主たる事務所は橋立町ム168番地であるが、これは法人の住所地であり、この記述を持って当該土地の上に建つ建物の所有者を意味するものではない。

イ）「真宗大谷派福井別院」が石川県に提出した財産目録（宗教法人法第25条第4項）には、建物は法人橋立支院の基本財産である旨の記載がある。基本財産は所有を前提とするが建物の沿革を考えると橋立町住民の意思を無視して所有の帰属を考えることはできない。請求人は昭和28年の宗教法人登記時に地元橋立町との間で建物の権利について法人の所有にすることを合意があったと推定しているがその事実は確認できない。

「真宗大谷派福井別院」は橋立町住民の求めに応じ、有力北前船主が尽力した結果、開院できた経緯から、建物についてもそれ相応の権利があると考えことに合理的理由がないとは言えないが、それを主張するには法的根拠及び対抗要件を欠いている。

すなわち、所有権を主張するには、権利取得の原因を証明するしかないが、現状では不明である。また、本建造物は未登記の建物であり、法人橋立支院は建物の所有権を第三者に主張できない（民法第177条）。

以上が現在知りうる資料から分かる、橋立支院の建物の所有を巡る橋立町と法人橋立支院の関係である。沿革的に、橋立町住民が建立した建物を法人橋立支院が使用している関係が見てとれる。しかし、所有権の帰属や建物の使用関係は明確には定められてはいない。橋立町と法人橋立支院は当該建造物の権利関係を明確にしようと努力しているが、所有権を争っている事実は見られない。歴史的経緯の中で共有の取り決めがあったのかもしれないが、その存否の確認は我々の能力を超えている。

その上で、本件監査請求の目的は、当該建造物の所有権や使用関係を確定することではなく、橋立町の伝統的建造物の修理、修景に誰を当事者とするのが合理的かの判断である。その観点から、前述した当該建造物の所有関係、管理関係を総合的に考えると、本件補助金交付申請に係る申請者は橋立町と考えることは合理性があり、市が橋立町に当該建造物の修理に係る補助金交付を決定することに違法性はなく不当性もないと考える。

(2) 次に請求人の主張する、「市が橋立町に当該建造物の修理に係る補助金を出すことは同時に当該建物の修理につき橋立町の申請者負担金を発生させる。これによって結果的に真宗大谷派の施設に真宗を信仰しない住民の会費を投入することになったのは住民の信教の自由を侵害する（憲法第20条）」との主張には以下のように考える。

本補助金交付決定は伝統的建造物群保存地区保存条例に基づきなされており、交付要件として申請人に応分の負担を求めている。本件の場合、申請人は建造物に関して修理、修景を行う立場にある橋立町であるから、橋立町が負担部分を出資するのは当然である。橋立町の出資は歴史的価値を有する建造物の修繕に係るものであって、建造物を使用している宗教法人の活動に特別な利益を与えるものではない。

しかし施設の修理、修景は宗教法人の活動に利益になることは否めない。法人橋立支院はその受益の負担分として2,000千円を橋立町に納めている。本建造物を使用して宗教活動をする法人橋立支院の負担割合としてこの金額に合理性があるかは即断できないが、橋立町と法人橋立支院の合議の結果である。これにより橋立町負担部分の非宗教性はある程度実現されていると考えるが、一方、宗教感情や信仰の絶対性から金額の多寡ではなく、自分の意に反する宗教行為を強制されない自由を何人も有していることを考えると、橋立町において町内会費の使途に本人の意思を反映させる何らかの決議方法や会計方法

を工夫することも必要と考えるが、まずは橋立町が地域の歴史を背景に、様々な意見を持つ住民と意見調整を図り自主的に決めることである。

ただこれに関連して一般論として注意すべきは、本件のように町の有する建造物の修繕に町の会費を出す場合ではなく、町の会費から直接宗教法人に資金提供する場合は問題がある。町内会はその性質上公共的団体であり、地域住民は町内会入会を実質拒否できないことを考えると、住民の信教の自由に対する侵害は直接的であり、看過できない。宗教法人の運営はその信徒及びその理解者によって行われるべきで、町内会がその運営資金を出すべきではない。この点に関して橋立町の対応は、当初、運営会に町からの補助金という形で実質宗教法人に資金提供していたが、平成29年を最後に取り止めている。その経緯は「3 監査の結果Ⅱ（1）ウ）」で述べた通りである。

以上により、本件補助金交付決定によって橋立町住民の信教の自由が直ちに侵害されたとは言えないと考える。

(3) 本件橋立支院の御殿修理、修景補助金申請手続きに瑕疵があるとの主張については以下数点について意見を述べる。

①橋立町が本建築物修理、修景補助金申請をする場合、法人橋立支院はその建物の使用者であるから、あらかじめ意見を聴き且つ承認が必要である。法人橋立支院の地元責任役員と総代は、あらかじめ工事について、認識し同意しているが、代表役員を含めた法人橋立支院の役員会としての承認には至っていなかった。

法人役員会は令和元年8月26日補助金交付申請から約半年経過後の令和2年2月13日に行われ、本件修理工事を追認した。これによって法人橋立支院の承認は確定したが、補助金の実績報告書の提出期限内とはいえ、本来なら補助金交付申請前に承認をとるべきである。補助金交付決定にあたって、所有者及び目的物上にある権原に基づく関係人の承諾は要件であるから当局は申請受付にあたって交付要件に瑕疵、欠缺がないよう充分精査して欲しい。

②いくつかの書類において、補助対象となる建物の所在地表記に誤りが見られる件については、文化振興課の弁明にあるとおり、市が作成した計画書に誤って記載していたことが影響してはいるが、それ以外の記載誤りについては、受理審査等の手続きに違法性があると考ええるまでの誤りではない。

また、補助事業の実績報告書の提出期日については、補助事業の申請者が各業者への支払を先に済ませ、全ての領収書が揃った後にそれを添付して実績報告するといった手順を申請者へ説明している。当該提出日の先後について、特に不当性はない。

- ③ 橋立町の伝統的建造物群の修理、修景箇所決定や優先順位を定める場合、当局は建造物の重要度や老朽度を考慮してあらかじめ作成したリストを参考にしている。一方補助金交付は建造物所有者の申請に基づくものであり当人の負担もある。建造物群保全を効果的に実施するためには無理なく市の意向と申請人の意思が合致しなければならない。ために原則を言えば、市は直接当該個人に打診すればよいし、個人は市に計画を問い合わせ合致させればよいのだが、橋立町住民は伝統的建造物群を自主的に守ってゆくために保存会を組織している。地域のことは地域で決める自治活動が健全なのは民主主義の基本であり尊重されなければならない。そのため、伝統的建造物の修理箇所及び優先順位を決める際に保存会で両者を調整し、保存会から市への要望というかたちで地域の意思を保存計画に反映している。従って、保存会の役割は市の伝統的建造物群保存計画と住民の申請を合せる事であって、それ以外に特定の団体や個人の利益のために市の計画に影響を与える事ではない。また、市は文化財保護と地域自治尊重の観点から上記の手続きを行っているものであって妥当な行政手続きである。もちろん保存会の意思決定過程の公正は担保されなければならないが、それを糺すのは橋立町住民である。問題があるとすれば自治の原点である住民の話し合いで解決してほしい。

Ⅲ 結論

以上のことから、令和元年8月30日、市の行った橋立支院の御殿修理、修景補助金の交付決定は妥当であり、これに基づく補助金支出は違法もしくは不当な公金の支出にあたらない。従って監査請求人の主張する「市は橋立町に補助金の返還請求をするなど必要な措置を講ずべきとの勧告を求める」請求は理由のないものとして棄却する。

(意見)

本件監査請求の結果は上記のとおりだが、請求人が本件監査請求に至った要因は、補助金交付申請人の当否に付き当局の説明に疑義を持ったことにある。当局の判断は結論的

には正しいが、早期に疑義に対する説明を尽くして、伝統的建造物群保存地区保存整備事業の真正が疑われることの無いよう対処すべきであった。

今後は各種補助金交付手続きにおいても、市民の信頼を損ねることの無いよう事務処理を徹底してもらいたい。